

提出された意見等の概要とこれに対する県の考え方

意見番号	意見等の概要	県の考え方	
1	骨子案総則編については問題はない。	その他	パブリック・コメント手続や河川審議会の意見等を踏まえ、十分な検討を重ねた上で条例を制定しました。
2	電力もスマートグリッドの時代。治水も河道の整備やダム建設だけでなく、面的な拡がりの中で、ソフト対策も含め、あらゆる方策を駆使し、対応するという総合治水条例の主旨に賛同いたします。	その他	パブリック・コメント手続や河川審議会の意見等を踏まえ、十分な検討を重ねた上で条例を制定しました。
3	条例によって、このような取り組みを推進させることは良いことだと思う。	その他	パブリック・コメント手続や河川審議会の意見等を踏まえ、十分な検討を重ねた上で条例を制定しました。
4	本条例は、長く武庫川水系で議論してきた課題を踏まえ、その法的根拠の必要性から骨子案に至ったものと高く評価しています。従って、骨子案に示された内容から、後退することは許されません。治水対策の大きな方向性を転換するために、本条例が不可欠です。災害の被害を最小化するためには、本条例は県民にとって必須です。県は、個別方策案に対して示される課題に決して怯むことなく、勇気をもって、真に県民のいのちと暮らしを守るための実効性ある条例に仕上げてください。	その他	パブリック・コメント手続や河川審議会の意見等を踏まえ、十分な検討を重ねた上で条例を制定しました。
5	本条例の制定は、水害経験者にとって悲願です。策定の大変さは十分承知しておりますが、県土の未来をつくる条例です。必ず、実効性を持つ条例に仕上げてください。期待しております。	その他	パブリック・コメント手続や河川審議会の意見等を踏まえ、十分な検討を重ねた上で条例を制定しました。
6	総合治水はすでに他の河川でも取り組みが始まっているが、条例制定にまで踏み込もうとする兵庫県の意欲を歓迎する。条例骨子は、下流への流出をこれ以上増やさないための対策にとどまっている点で、いまだ十分とは言えず、さらに発展させ、従来の定量的な治水から発想を転換し、限りなく水害を軽減することが求められる。ともあれ、条例を制定することは、総合治水を「絵に描いた餅」にしないための、勇気ある一歩である。兵庫県の英断が、全国の模範となることを期待する。	その他	パブリック・コメント手続や河川審議会の意見等を踏まえ、十分な検討を重ねた上で条例を制定しました。
7	「河川対策及び下水道対策」「流域対策」「減災対策」の理念については、記述は妥当と考えています。	盛り込み済みです	パブリック・コメント手続や河川審議会の意見等を踏まえ、十分な検討を重ねた上で条例を制定しました。
8	「総合治水」はあれこれの「対策」の寄せ集めではない。前文から「対策」という文字を抜いたら何が残るか。考えてみて欲しい。	盛り込み済みです	【2条1項】 基本理念として、総合治水は、河川下水道対策、流域対策及び減災対策を組み合わせることにより、浸水の発生を抑制し、被害を軽減するため、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければならないとしています。
9	行政と市民がそれぞれの立場で実行できる、ソフト、ハードの対応策を考え、自らの課題として取り組む姿勢が重要である。	反映しました	【2条1項、5条2項、51条】 県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して総合治水を推進すること、県民は県及び市町等が実施する総合治水に関する施策に協力すること、県は総合治水の施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、県民相互の連携に資する施策を行うことを明記しました。
10	総合治水対策で書かれている内容は推進手続上の理念に留まっています。あらゆる立場の方々、それぞれの立場からできることをなんでもやっという、だから「みんなで取り組む」のです。したがって、基本理念で記述される総合治水の理念は、『「河川対策及び下水道対策」「流域対策」「減災対策」を手段としてこれらを徹底的に組み合わせ、例えばのような洪水が発生したとしても、県民生活と社会経済活動への被害を最小化すること。』となるべきだと考えます。	反映しました	【2条1項】 基本理念において、総合治水は、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減することを旨として、推進されなければならないものとししました。

意見番号	意見等の概要		県の考え方
11	この条例骨子をみているとさも河川・下水対策で間に合わないのが流域対策をという風にとらまえるが、流域対策が占める割合は相当低いように聞いている。もっと河川・下水対策の重要性をうたう必要があるように思うが。	盛り込み済みです	〔2条1項、8条、9条、53条、54条〕 1 総合治水は、河川下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせるものとし、県、市町、県民が相互に連携しながら協働して推進することとしています。 2 「河川下水道対策」については第8条、第9条、第53条、第54条に規定しており、今後も推進することとしています。
12	総合治水対策についても、現計画、今回の河川整備計画、将来の河川整備基本方針と段階的に進めていく計画となっているが、計画において河道や洪水調節施設対策に依存する割合が高いと、これまでの治水対策と同様、整備に多大な時間と費用がかかり、対策があまり進まないと考えられる。また、河道改修(河積拡大など)は、現在の河川利用(高水敷の遊歩道、公園利用など)を制限することにもつながり、特に市街地での沿川住民のコンセンサスは得にくい。	盛り込み済みです	〔2条1項、8条、53条〕 1 河川下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせるものとし、県、市町、県民が相互に連携しながら協働して推進することとしています。 2 「河川下水道対策」のうち、河川については第8条、第53条に規定しており、今後も推進することとしています。
13	今後も想定外の集中豪雨や、局地的大雨の発生が懸念されるため、河川整備などのハード対策よりも、早期に効果が期待できる減災対策等のソフト対策を重点に取り組むべきではないか。	盛り込み済みです	〔2条1項、第5章〕 1 総合治水は、河川下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせるものとし、県、市町、県民が相互に連携しながら協働して推進することとしています。 2 減災対策にはソフト対策を含んでおり、積極的に推進していきます。
14	総合治水は県民世論に基づいて実施する旨を明記すべきである。	反映しました	〔2条1項、7条1項、51条2項〕 総合治水は、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければなりません(2条1項)。その上で、県は、県民相互の連携に資する施策を行います(51条2項)。 また、地域総合治水推進計画の策定に当たっては総合治水推進協議会において広く県民から意見を聴くこととしています(7条1項)。
15	調整池等私権制限を伴う施策もあるが総合治水の実効を挙げるための関係者の意識の変換が必要である。	盛り込み済みです	〔2条1項〕 基本理念として、総合治水は、河川下水道対策、流域対策及び減災対策を組み合わせることにより、浸水の発生を抑制し、被害を軽減するため、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければならないとしています。
16	「住民の参画と協働」という視点が後退し、住民に対して命令する、あるいは恫喝するようなものになっていることは遺憾である。憲法にもあるように主権は国民にあり、兵庫県に限れば主人は県民、知事や県庁の各部局は下僕であるべきと考えるが、この関係が完全に逆転している。 現行法規の枠に縛られて何ともならないところを、どうにかしてこじ開けたいとの意図はよく分かるが、県民が主人公だとの理念に基づいてこそ、そう言う意図に力を与えられることを再認識されたい。	反映しました	〔2条1項、7条1項、51条2項〕 総合治水は、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければなりません(2条1項)。その上で、県は、県民相互の連携に資する施策を行います(51条2項)。 また、地域総合治水推進計画の策定に当たっては総合治水推進協議会において広く県民から意見を聴くこととしています(7条1項)。
17	民意を重んじるということを明記すべきである。	反映しました	〔2条1項、7条1項、51条2項〕 総合治水は、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければなりません(2条1項)。その上で、県は、県民相互の連携に資する施策を行います(51条2項)。 また、地域総合治水推進計画の策定に当たっては総合治水推進協議会において広く県民から意見を聴くこととしています(7条1項)。
18	最近の地震津波や豪雨災害などで治水に関する県民の関心は高まりつつあるものの、「治水対策は行政が行うもの」という思いも強いので、この条例に対する一般県民の関心は薄いと思われる。	反映しました	〔2条1項、7条1項、51条2項〕 総合治水は、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければなりません(2条1項)。その上で、県は、県民相互の連携に資する施策を行います(51条2項)。 また、地域総合治水推進計画の策定に当たっては総合治水推進協議会において広く県民から意見を聴くこととしています(7条1項)。
19	河川管理者の責務を記した箇所(方策編1ページ)で、流域対策、減災対策に配慮するように努めます、との記載がありますが、もっと踏み込んで頂きたい。河川管理者がリーダーシップをもって取り組んで頂かなければ、誰が協力しようと思うのでしょうか。総合治水は、河川管理者がその本来的責務を放棄する方便であってはなりません。『河川管理者は、河川の計画策定、整備に関して、流域対策、減災対策を考慮して実施します。』と明記して頂きたいと考えます。	盛り込み済みです	〔2条1項〕 基本理念として、総合治水は、河川下水道対策、流域対策及び減災対策を組み合わせることにより、浸水の発生を抑制し、被害を軽減するため、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければならないとしています。

意見番号	意見等の概要		県の考え方
20	総合治水は河川だけを対象にするのではなく、流域を対象にするものである。はき違えてはならない。流域における河川の位置づけをきちんとしなければ、総合治水にはならない。治水目的に特化して河川整備をするのではなく、治水・利水・環境の観点から流域整備を目指し、そこに河川整備を位置付けることを明記すべきである。「はじめに河川整備ありき」では駄目である。	盛り込み済みです	〔2条1項〕 基本理念として、総合治水は、河川下水道対策、流域対策及び減災対策を組み合わせることにより、浸水の発生を抑制し、被害を軽減するため、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければならないとしています。
21	これまでの総合治水は実際にはほとんど効果を上げていない。これらの最大の原因は、河川管理者の意識が、総合的な対策よりも定量的に洪水流量をカットする対策に片寄りがちなことである。	盛り込み済みです	〔2条1項〕 基本理念として、総合治水は、河川下水道対策、流域対策及び減災対策を組み合わせることにより、浸水の発生を抑制し、被害を軽減するため、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければならないとしています。
22	県民は河川管理者のために雨水貯留浸透設備を作るのではない、県民同士の助け合いまたは自助努力であることを明記する必要がある。そうでないと権力者による恫喝と受け取られかねない。	反映しました	〔2条1項、5条2項、51条2項〕 県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して総合治水を推進すること、県民は県及び市町等が実施する総合治水に関する施策に協力すること、県は総合治水の施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、県民相互の連携に資する施策を行うことを明記しました。
23	「総合治水対策」の推進とそのための総合治水条例の制定が必要である、となっているが、そもそも水や川の流れ、水面などが地域や人々の生活にとってひじょうに重要な要素であること、治水対策を進めるには日頃から川に親しみ、川をよく知る事、水循環の仕組みと効用などを理解すること、等が重要であると考え、いきなり総合治水といっても殆どの市民は理解できないと思う。まず、身近な水環境のことを良く知ってもらう努力が今後の様々な対応策の基礎となることを明記すべきである。	反映しました	〔2条2項、同解説(9)〕 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造に配慮します。また、地下水かん養機能保全等を通じて、健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に配慮する必要があると考えています。
24	環境と景観の保全の観点を明記すべきである。そうでないと河川法に違反することになる。	反映しました	〔2条2項、同解説(9)〕 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造に配慮します。また、地下水かん養機能保全等を通じて、健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に配慮する必要があると考えています。
25	地域の特性と水環境特性を十分把握した上で、地域と水環境に順応、調和した総合治水対策を行う必要があるとの認識のもとに次の文を追加する。 「5 流域の水循環の仕組みや川環境の現状と課題について、良く知り、理解に努めるとともに、地域の状況にあわせた自然共生型および環境共生型の総合治水対策を推進しなければならない。」	反映しました	〔2条2項、同解説(9)〕 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造に配慮します。また、地下水かん養機能保全等を通じて、健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に配慮する必要があると考えています。
26	山林や水田などの自然的な土地利用が有する生態系が有する機能のうち、人間の生活に不可欠かつ有益な機能を及ぼすものを『生態系サービス』と捉え、COP10にて議論されました。生態系サービスには、『調整サービス』機能があり、健全な生態系を保全することで、流域における洪水や渇水の抑制機能が期待されています。これは、総合治水によって実現しようとしている一部の機能である。基本理念のなかに、健全な水循環という表現で記されていますが、『生態系サービスの維持』という用語を盛り込み、自然環境や生物多様性の維持と総合治水が密接な関係があることを県民に普及していただければと思います。	反映しました	〔2条2項、同解説(9)〕 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造に配慮します。また、地下水かん養機能保全等を通じて、健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に配慮する必要があると考えています。
27	「流域対策は、…健全な水循環の確保等自然環境にも寄与する…」とあるが、「健全な水循環」が自然環境の一側面であるようなとらえ方はあまりにも皮相的。流域の水循環は表流水以上に地下水流動が重要な要素であるが、河川沿岸の地下水揚水は規制が甘い。一方で流量の減少が見られる市街地の河川は多く、正常流量確保だけでは豊かな河川生態系の維持は困難な状況が観測されている。従って、沿岸地下水の河川水涵養メカニズムに配慮した地下水利用や開発が保障されるべきで、水循環の健全性という言葉だけでなく、これらの面からの地下水管理について条例で具体的に取り上げるべきでないか。	盛り込み済みです	〔2条解説(9)〕 「水循環」とは必ずしも地表を流下する水だけを指しているのではなく、雨水浸透の取組や森林の涵養等を通じた地下水の循環も含むものとしています。なお、地下水の利用については、総合治水対策の取組みとしての対応は困難と考えられています。
28	総合治水を推進するうえで、生物多様性の保全方策のうち、総合治水との親和性が高い方策もあると思います。総合治水推進計画において、各種治水方策が環境に及ぼすプラスとマイナスの影響を検討し、環境や利水、景観などについても複合的に検討し、多面的な機能が発揮できるフレームワークとしてくださるようお願いいたします。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直しの際に参考とさせていただきます。

意見 番号	意見等の概要		県の考え方
29	調節池第一主義は不可解である。地形と地被の改変によって開発地の水文特性が悪化することをできるだけ防止することをまず謳うべきである。調節池はそれを補完するものとして位置付けられるのである。 開発によって地域の環境が悪化することを最小限に留めなければならぬ。水文特性の悪化を防ぐことはその一環として位置付けるのが適切である。	反映しました	【2条2項、同解説(9)】 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造に配慮します。また、地下水かん養機能保全等を通じて、健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に配慮する必要があると考えています。
30	調整池設置にあたって、単調な人工護岸によるものが出来上がると、外来種の定着や繁茂など周辺生態系への影響やアオコの発生による水質悪化、不快昆虫の大発生が懸念されるので、生態系に配慮したものを設置することを記したガイドラインを作成すべき。将来的に健康被害に影響を及ぼすような外来生物が定着した場合の管理責任についても検討しておく必要があります。	今後の参考とします	【2条2項、同解説(9)】 1 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造に配慮します。また、地下水かん養機能保全等を通じて、健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に配慮する必要があると考えています。 2 今後の参考とさせていただきます。
31	これまでの開発至上主義的政策を改めようとしていることは高く評価される。環境・景観の保全については法規的な縛りが実現しているので、これとリンクすることによってもっと強力な方針を打ち出せるのではないかと。ぜひ検討して欲しい。	反映しました	【2条2項、同解説(9)】 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造に配慮します。また、地下水かん養機能保全等を通じて、健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に配慮する必要があると考えています。
32	土地の遊水機能を有する土地、特に合流点付近においては、生態系の観点から希少種が多く、生物多様性が高い傾向にあるので、環境面にも十分に配慮した対策が必要です。	反映しました	【2条2項、同解説(9)】 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造に配慮します。また、地下水かん養機能保全等を通じて、健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に配慮する必要があると考えています。
33	生物多様性(生態系)との両立を前提にして頂きたいと考えます。ため池や水田での対応時に堤や畦をコンクリートで覆ってしまうことがあってはならないと考えます。施工時の工夫はいかようにもできます。治水と生物多様性のどちらが大事か、という不毛な議論に戻る危険性を持っています。生物多様性を重視することは治水を重視することでもある、という当然のことを再確認して下さい。 生物多様性の保全と総合治水は対立するものではないこと、計画策定時から生物多様性への考慮を持つことを明記下さい。	反映しました	【2条2項、同解説(9)】 総合治水を推進するにあたっては、環境の保全と創造に配慮します。また、地下水かん養機能保全等を通じて、健全な水循環を確保することや動植物の生息・生育環境の維持等に配慮する必要があると考えています。
34	総合治水は、住民の生活と対立しないことも大切なのである。遊水地や洪水調整池も、日常の利用も可能なように計画すれば、保全本ももっと容易になる。	反映しました	【3条解説(8)】 総合治水を推進するにあたっては、治水効果以外の多面的な効果を明らかにすることにより、円滑な取組促進だけでなく、県民の環境意識や地域コミュニティの醸成等にも寄与するものであることに配慮して実施する必要があると考えています。
35	実施に当たって成否を握ると考えられる「インセンティブを与える仕組み」についても前向きにご検討ください。	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
36	住宅や工場のリフォームを行う際に、新たに雨水ますや貯留タンクを設置するような場合には、銀行からの融資促進やローン減税措置を行うといったインセンティブが発生するようにすべきだと考えます。こうした方策は、唐突に実現することは難しいため、大手ハウスメーカー数社やゼネコン、金融コンサルタント等の民間参画による協働によって設置ガイドラインづくりを進めるべきだと考えます。民間に役割を丸投げするのではなく、総合治水に企業が参画しやすい状況をつくる努力が必要だと考えます。	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
37	流域貯留がいいと言っても、だったらダムを作らないために、自分の家の庭や駐車場にどのくらいのお金を投じて、場所も提供して貯留できるのか、嵩上げで対応できる箇所での家の補修に自己負担が出たときどの位負担できるのか、聞いてみるのも良いでしょう。	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。

意見番号	意見等の概要		県の考え方
38	下流河川の改修状況に係らず、民間開発に伴う調整池等の流域対策施設を恒久化し、プラスアルファではなく、治水対策(計画高流量)に組み込んでいくために、条例では調整池等の設置基準、恒久化基準を底上げし、施設維持の担保、設置者にインセンティブを与えるしくみ等について明確にしておく必要がある。 (関連：調整池の保全)	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
39	設置と保全への罰則を規定する一方で、協力する事業者(義務、努力ともに)については、総合治水協力事業者として顕彰するなどの制度導入を検討下さい。(例えば、販売時に総合治水協力優良事業者として宣伝できる、など)	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
40	遊水池となることで不利益を被る県民と、遊水池があることで安全を享受する県民との利害バランスを取る責任を県が負うことを明記する必要がある。	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
41	法令を整備すれば、河川に隣接する農地を保全し、万一の時は洪水を流入させる代わりに農地の復旧や作物の損害に対する補償を手厚くすることもできる。 (関連：浸水被害を増大させる土地利用変更の抑制)	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
42	数十年に一度の洪水のために、少なからぬ面積の土地を有休させるような施策は経済的にも環境的にも好ましくない。平時の有効利用を担保することを明記すべきである。	反映しました	【3条解説(8)】 総合治水を推進するに当たっては、治水効果以外の多面的な効果を明らかにすることにより、円滑な取組促進だけでなく、県民の環境意識や地域コミュニティの醸成等にも寄与するものであることに配慮して実施する必要があると考えています。
43	たとえば「住宅への雨水貯留タンクの設置」に対する県と市町による公的補助制度の確立などをもっと前面に出していくべきではないか。	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
44	「豪雨時におけるため池の適正な管理」について明記してください。脆弱な堤体や余水吐の放流能力不足で豪雨時に決壊の危険性が高いにもかかわらず、高い満水面のまま放置されているため池が多い。骨子案では、ため池の治水活用の努力義務が述べられているが、それ以前の問題として、豪雨時の決壊を回避するために、ため池管理者、県、市が果たすべき役割を条例に明示すべきと考える。実施に際しての労力面、経済面の負担や技術的検討など行政による支援が不可欠である。ため池行政に係る県と市町の役割分担がわかりづらく、これらについても明示していただきたい。	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
45	費用の補助が無ければ推進は難しいのではないか。	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
46	施設所有者には一時的に負担が発生するため、先行事例も参考にして、耐水化実施のための動機づけとなる制度等の検討を願います(県税の特別減税措置など)。	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。
47	県は傍観者であるかのような記述にはなじめない。県としてもやれることがあるはずである。例えば、危険な土地に住んだり資産を集中させたりするのを防ぐためのインセンティブを設定する、あるいは合理的な土地利用のための情報提供や斡旋など。	今後の参考とします	【3条解説(7)】 方策を進めるためのインセンティブについては、実際の取組を進める中で、県民のニーズを確認しながら有効な方法を慎重に議論し、必要に応じ、その実現に向けた検討を行いたいと考えています。

意見番号	意見等の概要		県の考え方
48	<p>「県、市町、県民及び事業者が連携し、一体となった取組の下で推進」は賛成。 県民の役割をただ単に協力をとるだけでなく、県民意識をもっと高めの方策や県民が具体に行わなければならないことを盛り込んでほしい。</p>	反映しました	<p>〔5条解説(8)、5章〕 1 総合治水を推進するに当たっては、治水効果以外の多面的な効果を明らかにすることにより、円滑な取組促進だけでなく、県民の環境意識や地域コミュニティの醸成等にも寄与するものであることに留意して実施する必要があると考えています(5条解説(8))。また、県民意識を高めるための施策については5章に規定しています。</p>
49	<p>県民は総合治水に対して責務を負うと共にその成果を享受する。よって、ここに総合治水による県民の利益を明記すべきである。その意味で、「県民および事業者」のくりは適切ではない。</p>	盛り込み済みです	<p>〔5条〕 総合治水対策の取組においては、事業者も県民と同様、取組に関する責務を負うとともに、事業活動や利益を守る上でその成果を享受することとなります。したがって、県民と事業者を併記することは適当であると考えています。 なお、この考え方のもと、他条例の規定方法を踏まえ、「県民及び事業者」を「県民」に改め、これには事業者も含むものとしました。</p>
50	<p>行政や地域住民だけが主体となって、総合治水を推進することは、実際には不可能です。民間企業等とも協力した形で、推進計画を立てる必要がありますが、個別の計画に民間企業が突然に参画しても、対策にまで発展することは困難だと思います。このため、あらかじめ民間企業と行政等がパートナーシップを結んで推進できるような枠組みを作り、実践可能なガイドラインをつくることで、より全体的に展開しやすくするようなガバナンスを形成することが有効です。</p>	今後の参考とします	<p>地域総合治水推進計画の策定、実施の際に、参考とさせていただきます。</p>
51	<p>総合治水推進計画を策定する上では、小流域を単位としたユニットを抽出し、現地で具体的な目標を書き込む小規模単位での協議ユニットを組織化することが、実効性を高めるものと思います。議論が総論賛成、各論反対にならないように、各論から入れる小規模単位で総合治水推進計画を策定し、具体的にハザードマップ等をオーバーレイして『総合治水推進マップ』のような地図化が必要です。場所選定にあたっては、『ある個別対策が効果を発揮しやすい小流域』を抽出して、その場所から優先的に推進計画をつくるのが重要だと思います。</p>	今後の参考とします	<p>〔6条2項、同解説(2)〕 1 計画地域全体としての取組方針の他、より小さな地区レベルでの具体的な取組内容(6条2項各号に掲げる施設の指定等)を盛り込むことを、解説(2)に記載しました。 2 地図化等のシステムについては、総合治水推進計画策定・見直しの際に参考とさせていただきます。</p>
52	<p>本条例が実効性を持つか否かは、ひとえに、それぞれの総合治水推進計画の内容にかかっています。骨抜き内容で策定すればほとんど何もしないでよい実効性のないものとなります。計画に重き置いた条例の枠組みで本当に推進できるのか、再検討して頂きたいと考えます。骨抜き計画にしかならないのではないかと危惧します。仮にこの計画重視の枠組みを維持するならば、最低限、条例の実効性担保のために、計画内容を骨抜きにしない仕組みを同時に組み込むべきです。例えば、方策編の各方策を計画に盛り込むべき事項として条例上に位置づけること、策定過程での透明性確保と意見反映過程確保を明記すべきと考えます。</p>	反映しました	<p>〔6条2項、7条1項〕 総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、地域総合治水推進計画に定めるべき事項を具体的に規定しました(6条2項)。 なお、計画策定に当たっては、総合治水推進協議会において県民から意見を聴くこととしています(7条1項)。</p>
53	<p>この計画の地域とは「流域圏毎」であるべきです。単純に、例えば県民局単位でくっつけた地域毎に計画策定をしても意味がありません。なぜならば、具体的な方策案で示されている課題の多くは上下流の利害調整課題であるからです。具体的な記述としては「流域圏毎」とすることを提案します。その上で、具体的方策の詳細について優先順位づけや地域特性の反映などのために、必要に応じて小流域にわたる整理が有効と考えます。</p>	反映しました	<p>〔6条解説(1)(2)〕 地域総合治水推進計画の策定単位となる「計画地域」について、主要な河川の流域を基本とし、土地利用の実態や周辺の河川の状況等を踏まえ、県内を10程度に分割して設定することを想定していること、地域全体としての取組方針及びより小さな地区レベルでの具体的な取組内容を盛り込むことを記載しました。</p>
54	<p>計画は策定後、毎年その進捗状況を把握しその結果を公表しなければならないこと、及び、最低でも5～10年に一度は進捗状況や課題等を反映して計画見直しを図ること(計画のローリング)を、条例上で規定して下さい。(参考:鶴見川水系)</p>	反映しました	<p>〔6条解説(3)〕 地域総合治水推進計画に定める事項の一例として、取組実施状況のフォローアップや計画見直しの考え方を記載しました。</p>
55	<p>この条例の先導的モデルは武庫川水系です。全国的にも極めて先駆的な本条例の推進にあたっては、全県一律・横並びでの推進は、困難を伴うかもしれません。他河川でもイメージしやすくするためにも、モデル事例を戦略的に進捗させることは肝要です。できれば、武庫川水系だけでなく、せめてもう1水系のモデル事例は期待したいと考えます。</p>	反映しました	<p>〔6条解説(7)〕 円滑に地域総合治水推進計画を策定するため、モデルとなる地域を抽出し、一定の「ひな形」となる計画を策定し、示す必要があると考えていることを記載しました。</p>

意見番号	意見等の概要		県の考え方
56	各地域(流域)で、その特性を生かした総合治水推進計画を立てることになっているが、それぞれが同じレベル(戦後最大降雨対応など)を進めることは、莫大な費用がかかり、事実上不可能。条例を実のあるものとするためには、人口、資産の集中状況、既往災害の状況など、流域の特性から治水レベルを定め、公共投資について、各流域の県内での優先順位をつけていく必要がある。	今後の参考とします	〔6条解説(2)(3)〕 地域総合治水推進計画では、最終的な「目標」だけではなく、近年の浸水被害の状況や地域特性等も踏まえた上で、具体的な取組内容や実施状況のフォローアップ等についても明記することとしており、計画策定・見直しの際に参考とさせていただきます。
57	計画策定にあたっては、基礎自治体に委ねるのではなく県(本庁総合治水課または土木事務所)が主導的役割を果たすことを求めます。特に最初の一顧目の計画策定では総合治水の理念を共有し浸透させ定着させることが重要ですから、県自らが主導的役割を果たして下さい。	反映しました	〔6条1項、7条〕 第6条第1項に、県(知事)が策定主体となることを明記しています。また、第7条第1項及び第2項で、県、市町、県民等で構成する総合治水推進協議会において広く県民から意見を聴くこととしています。
58	具体策として17項目を挙げ、「河川対策及び下水道対策」「流域対策」「減災対策」に整理してあることは評価していますが、全体を通じて「努めてもらいます」「努めます」という努力喚起に留まっており、条例の実効性に大きな危惧を持ちます。全方策ともに、実効性担保のための動機付けや誘引と罰則を組み合わせた仕組みを条例に明記しておくべきと考えます(詳細規定は、施行令に委任する形式で可)。	反映しました	〔6条、12条、15条、18条、22条、27条、32条、45条、58条～61条〕 条例の実効性を確保する仕組みとして、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため計画地域毎に地域総合治水推進計画を策定すること、流域対策及び減災対策に特に必要な施設を指定すること、命令罰則を行うこと(調整池に関する規定)等を規定しています。
59	この条例が多く部門にまたがることから各地域に設置される「総合治水推進協議会」の実効ある運営を担保する強力な基盤(予算、人材等)が必要である。	今後の参考とします	総合治水推進協議会を設置して、地域総合治水推進計画等の検討を進める際に、参考とさせていただきます。
60	「総合治水対策」をしっかりと河川管理の中心に据えようとする試みを支持します。 従来の「治水」は、あまりにも上流のダムでの洪水調節に重点を置き、頼ってきたが、ダムには建設適地、環境問題、建設費用、工期等の面で問題が多いため、「ダムに頼る治水」からの転換は否応なく迫られています。 洪水自体は避けられませんが、どうやって被害を最小に抑えられるか、その効果的な対策のありようを総合的に追求する施策への転換に期待します。	反映しました	〔8条1項1号〕 ダムの設置、河道の拡幅等の対策を計画的に、かつ、効果的に組み合わせることで河川の整備及び維持を行うことを明記しました。
61	とりわけ都市部の河川整備において、河川断面や高水敷が単調な断面かつコンクリート護岸等になりがちである。 これに対して、自然環境との調和及び歴史文化環境との調和、親水性向上等を目指して多自然型川づくりに向け努める。より具体的に、河川改修にあたり、自然環境との調和に十分留意し、多自然型川づくりや干潟づくりに努力する。といった内容に追加修正されたい。	反映しました	〔8条2項1号～3号、同補足：取組事例(2)〕 河川の整備及び維持に当たっては、貴重な動植物の生息環境、景観との調和等に特に留意することを規定しました(8条2項1号～3号)。また、県が策定した「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針(H8県策定)に基づいて河川の整備を進めており、今後も推進することを記載しました(補足：取組事例(2))。
62	1点、欠落している点があると思います。それは「河川空間の有効利用と治水対策との調和」です。 治水対策上、河道を拡げるため高水敷などを掘削することや、高水敷などへの立ち入り制限の強化などにより、これまでの県民・市民の憩いの空間が大巾に制約を受けることになるのではないのでしょうか。治水に必要な頻度は多くて数年に1度程度でしょう。大勢の県民・市民が集える河川空間の有効利用にも配慮した総合治水推進計画を策定して下さい。	反映しました	〔8条2項1号～3号、同補足：取組事例(2)〕 1 河川の整備及び維持に当たっては、貴重な動植物の生息環境、景観との調和等に特に留意することを規定しました(8条2項1号～3号)。また、県が策定した「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針(H8県策定)に基づいて河川の整備を進めており、今後も推進することを記載しました(補足：取組事例(2))。 2 河川空間の有効利用については、「水辺の魅力と快適さを活かした川づくり」の基本理念に含まれています。
63	現状の流下能力が十分に確保されていて、3面張り護岸とされているような河川や水路においては、簡易な施工によって河床の粗度を高めるなどの対策によって、土砂堆積と植生発達を促進し、環境配慮事業を推進するとともに、河道内貯留を高めることで流出抑制することができるのではないかと、仮設的な小規模な自然再生事業などを各地で展開することも方策に含めることができないか。	今後の参考とします	県では、自然再生事業をはじめとする生態系に配慮した河川の整備を進めており、今後の参考とさせていただきます。
64	総合治水が実施されるにあたって、各地方(地域)の河川改修にあたって、生物の2原則が守られるように、細則を細かく作成する必要があります。兵庫県では三田市の人と自然の博物館、兵庫県立大学の生物班で調査された実績を十分に活用されることを望む。また、武庫川流域各地で調査・研究している生物学の住民(あるいは市民)のデータをも十分に活用され、実績をあげられるようお願いする。	今後の参考とします	県では、自然再生事業をはじめとする生態系に配慮した河川の整備を進めており、今後の参考とさせていただきます。

意見 番号	意見等の概要		県の考え方
65	ダムは放流規則を下流の不安が生じないものを設定し、流域貯留に幾分か持たせる数案について流出解析(計画以下と超過と含む)と費用の概算などを行って上下流の合意を得られる最適(規模の)案を決定するのが良いのではないのでしょうか。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
66	総合治水の推進計画が軌道にのって全県的に展開された際には、河道改修や貯留施設の必要性について、地元基礎自治体の合意、経済的な合理性、生態系サービスの担保性の観点から、整備事業の再点検を行い、既存の河川整備計画の見直しを行うことができる枠組みを検討すべきだと考えます。この点を、方策編の『河川の整備』に盛り込んでいただきたい。	今後の参考とします	河川整備計画の策定にあたっては、学識経験者、地元住民、関係市町等の意見を十分に聴取するため、流域委員会等を開催しています。また、河川整備計画の見直しの枠組みについては、今後の検討課題と認識しています。
67	堤防補強を現計画のように計画高水位までの護岸にせず天端までにすれば、安全性は格段に増す。堤防補強も、従来のような表面を覆うアーマー式に捉われず、鋼矢板ハイブリッド工法を実施すれば、堤防法面の植生を損なうことなく越水にも対応できる。しかも、地震に対する安全度も増す。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
68	武庫川上流浄化センター敷地の新規遊水地が、なぜ「これまでの例」として記載されているのか。	反映しました	〔8条補足:取組事例(1)〕 「これまでの例」を、「取組事例」に修正しました。
69	下水道の整備目標と河川整備の目標にギャップがあることは悩ましいことであるが、県民目線に立てば、内水氾濫と外水氾濫を同列に扱うべきことは自明である。下水道から河道への放流を制限するだけでは、内水氾濫を激化させるという効果しか生まれない。マンホールが飛び上がることがいかに危険か、県当局は直視すべきである。現行の下水道整備は下水道網への雨水集中の緩和をほとんど行っていない。都市域の流域対策をここで強調すべきである。	盛り込み済みです	〔54条2項、同現状(2)〕 現在、流出抑制が必要な区域では貯留施設の整備が行われています(54条現状(2))。県は、今後も公共下水道又は都市下水路を管理する市町に対しては、これらの整備及び維持に当たっては、雨水を排水・貯留するための設備等を効果的に組み合わせることや浸水被害の発生状況等を勘案して必要な地域に重点的に行うことに特に留意することを求めることとしています(54条2項)。
70	〔現状〕に書かれていることは事実には反するのではないが、下水道から河川への放流量の上限を河川管理者が決めて下水道管理者に押しつけているのが現状であろう。それに従うことが物理的に不可能な場合も多いと思われるが、これについては具体的に解決策を模索すべきである。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
71	ダムで治水問題の全てを解決しようとするのではなく、地下水の集まる地上の谷筋や、埋設された滞筋、地下水脈のあるところで、宅地造成のために作られた仮設調整池を埋め戻した場合等は、仮設調整池や、集水、湧水によってできる水路や池を復元することが造成宅地の地盤災害を少なくするためにも重要かと思えます。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。なお、宅地等造成前の地形や、埋設された滞筋、地下水脈等に配慮し、適切な排水処理を施すことは宅地造成規制法でも重要だと考えております。
72	財産権侵害に対して、下流河川の整備水準の如何に寄らず、いかなる降雨に対しても相応の対応を果たし少なくとも流出増だけはさせないことは、財産権を主張する限り、当然の責務として付帯するものです。「開発事業者に河川管理者の仕事押し付け」指摘については、土地が本来有する水に対する作用を一定規模に矮小化して開発する事業者は、なにゆえに、広く県民の血税を用いてその尻拭いをしなければならないのか。押し付けているのではない。	盛り込み済みです	〔10条解説(12)〕 調整池の規模は、開発者が開発しようとする土地の属性の影響を受けるため、開発者が下流域の被害を軽減するために必要な規模の調整池を設置しなければならないという制約は、その土地の所有権(財産権)に内在している制約にあたるものと考えています。
73	浸水被害を増大させる土地利用変更は、法規的に禁止されていなくても、他人に危険を及ぼす反倫理行為であることを明記した上で、県民と事業者に協力を求めるべきだと考える。	盛り込み済みです	〔10条、21条、52条、同課題(1)(2)〕 浸水被害が発生しやすい地域では、市街化が進むと浸水時の被害を増加させることになるため、このような土地利用変更を抑制することが望ましいとの認識を示した上(課題(1)(2)で、土地利用に係る計画の策定者に対して、計画を策定・変更する場合には、本条例に基づいて、河川の整備の状況、災害の発生のおそれの有無、水源かん養の必要性等を考慮するよう求めています。なお、そのような土地で開発行為を行う場合の雨水流出抑制については10条に、そのような土地にある建物等への雨水貯留浸透については21条にそれぞれ規定しています。

意見番号	意見等の概要		県の考え方
74	開発に伴う調整池の設置義務化、保全義務化を盛り込んだことは高く評します。下流住民にとって、上流側の開発に伴う調整池の設置義務と保全義務は悲願です。武庫川水系で長年議論し検討してきたここに到達していることを考えれば、今、求められているのはできない言い訳ではなく、課題を超えて実現していく方法論です。県には、設置と保全の義務化(恒久化)を必ず条例で明文化して頂きたいと強く望みます。	盛り込み済みです	【11条2項、14条1項、19条1項】重要調整池には設置義務(11条2項)及び適正管理義務(14条1項)を、指定調整池には適正管理義務を(19条1項)それぞれ規定しています。さらに、重要調整池については、関係規定に違反した場合の命令及び罰則を設け、実効性を確保することとしました。(12条、15条、58条～61条)
75	開発指導要領にもとづく30年確率に、総合治水が従属するのは本末転倒ではないか。開発指導要領は地域ごとの整備目標に合わせるべきものである。もしそれができないのであれば、開発指導要領の枠内で県民の安全をいかに保つかの方針が示されるべきである。	今後の参考とします	基準については、別途規則で示すこととしています。
76	骨子案の勧告・公表の可能性では生ぬるく、罰則規定と氏名公表を導入して頂きたい。設置に関しても、保全に関しても、条例化する意義を考えれば、罰則規定を導入すべきです(行政指導でできているのなら条例化は不要、と解釈される)。なお、保全とは単なる存置に留まらず機能維持であることは当然です。(関連：調整池の保全)	反映しました	【12条、15条、58条～61条】重要調整池については、関係規定に違反した場合の命令及び罰則を設け、実効性を確保することとしています。
77	いかなる開発が行われ、そこでいかなる治水上の措置が取られるかについて、県民は知る権利を持っている。これを保証することを明記すべきである。違反者を公表することに反対はしないが、これでよしという態度には反対である。	反映しました	【13条2項、12条、15条、58条～61条】13条2項において県が検査を行い、技術的基準に適合すると認めるとき(重要調整池と認めるとき)は、その旨を告示することとしました。また、重要調整池については、関係規定に違反した場合の命令及び罰則を設け、実効性を確保することとしています。
78	かなり弱腰の態度であるのは、法規上やむを得ないのかも知れないが、望ましくない実態があればこれを公表して全県的な世論をバックにこれを是正させるという姿勢が望まれる。	反映しました	【12条、15条、58条～61条】重要調整池については、関係規定に違反した場合の命令及び罰則を設け、実効性を確保することとしています。
79	貯留タンクに貯留された水は「庭への打ち水、草木への水やり」など、日常生活に潤いを与えるものであることもPRすべきではないか。	反映しました	【21条解説(8)】貯留施設を、樹木への散水や庭への打ち水、トイレの洗浄水など、様々な用途に活用できる可能性があることから普及啓発に努めます。
80	本方策は生物多様性への配慮を踏まえた上で大いに推進して下さい。ための(治水容量を確保する)ことももちろんですが、雨が気になる人を増やす、災害を気にする人を増やす、という減災への啓発効果を期待して頂きたいと思います。	反映しました	【21条解説(8)】雨水貯留の取組は、浸水被害軽減にかかる県民の意識を高めるだけでなく、環境への関心を高め、ひいては地域の結びつきを強め、地域防災力を高めることから、県は雨水貯留浸透機能の理解を広め、普及啓発を図ります。
81	不要となった水洗便所の浄化槽を雨水貯留槽として再利用することを提案します。	今後の参考とします	既存ストックを総合治水の取組に転用、併用することは経済、環境等の面からも重要であると考えます。浄化槽を雨水貯留槽に転用することを推奨している自治体もありますので、総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
82	水田貯留が重要であるという具体的な記述がない。「水田の排水口への調整板等の設置」(水田は)一定の雨水貯留浸透機能を持つ」という程度の消極ささか感じられない。行政は「努める」と言っているだけのよう感じる。条例を作ろうとしている県自身が、ため池や水田の貯留効果や流出抑制の数値情報を提示せず、水田貯留政策をどう扱うか迷っているようにも見られる。水田の保水に関して農業政策との接点がどこにも記述されていない。水田貯留に関して条例での対応を強く望む。	反映しました	【21条4項】水田、ため池については、21条4項でそれら所有者は雨水貯留浸透機能高めるとともに、維持するようにしなければならないと規定しました。

意見番号	意見等の概要		県の考え方
83	上流農地の保水能力の活用の方策を検討してほしい。	今後の参考とします	【21条解説(1)(2)】 水田等における雨水貯留については、できるだけ多くの施設で実施することが望ましいこと、取組の実施だけでなく、保全に努めていただくことが重要である旨明記しており、地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
84	「河川対策」「下水道対策」だけでは、被害を防ぐことが困難」とあるが、上水・工水の確保・供給に大きな責務を負う水道事業者は、総合治水において何の関与もないのか、そのあたりの記述が一切ない。日常の水供給の融通システムを推進して渇水危機に備え、水道事業者も利水ダムの治水活用の義務があることをこの条例の基本事項に加えるべきでないか。	反映しました	【26条、同解説(1)】 26条に、利水ダムの管理者は、その目的を達成するために、あらかじめその貯水量を減じる等により、雨水貯留容量を確保するようしなければならないこととしました。また、解説(1)に平成23年台風12号など近年の豪雨災害を踏まえ、利水ダム等の治水活用の動きが具体化していることを記載しています。
85	「既存ストックの有効活用」「利水ダムや公共施設の活用」などの記述はあるが、県内利水ダムで積極的な治水活用の例は見られていない。 近頃、12号台風による紀伊半島の被害で、利水ダム(発電用)の放流操作が利水目的に縛られていたため、事前放流を適正に行えば人命被害の拡大を防げたかも知れないという指摘があった。利水ダムの治水活用には多大の施設改変を伴うが、洪水調節施設の一つとして今後一層強化しなければならない状況のもと、条例ではもっと積極的な対応が望まれる。	反映しました	【26条、同解説(1)】 26条に、利水ダムの管理者は、その目的を達成するために、あらかじめその貯水量を減じる等により、雨水貯留容量を確保するようしなければならないこととしました。また、解説(1)に平成23年台風12号など近年の豪雨災害を踏まえ、利水ダム等の治水活用の動きが具体化していることを記載しています。
86	ため池の水位下げについては、池の沿岸部の池干し効果もあるために、一部の湿性植物をはじめ生態系にもプラスの効果がある場合もある。また池の水位下げを行うことで、外来種駆除などの作業がやりやすくなるケースもあるので、多面的な機能が発揮されると予想されます。	反映しました	【26条解説(2)】 従来から維持管理として秋に行われている池干しなどは、台風による降雨の流出抑制にも大きな効果を発揮することがあることを記載しました。
87	既存の貯水施設における事前放流の際には、等量づつ放水するのではなく、うまく放水量を調整できれば、規模が小さくともフラッシュ放流ができます。事前放流についても、環境配慮の観点を盛り込んで、下流域の生態系復元に寄与すべきです。既存貯留施設は、下流の生態系に対して甚大な生物多様性に関する損失を与えているという認識が常に必要です。	今後の参考とします	事前放流の検討を行う際には、参考とさせていただきます。
88	環境を守るため、ダムの新規建設は極力避けるという武庫川流域委員会の答申の趣旨を書いて貰いたい。そうでなければ、関係者の協力も極めて腰が引けたものにならざるを得ない。水道用などの利水ダムの治水利用については県民世論をバックに利水権者を説得すべきであり、その意味で利水権者だけでなく県民の協力を要請すべきである。	盛り込み済みです	【26条】 利水ダムの管理者には、あらかじめ大雨に伴う雨水を貯留する容量を確保するようしなければならないこと、その中でも、流域対策上、特に必要な施設については、知事が指定し、容量を確保することを義務とする旨規定しています。
89	「利水ダムの所有者に…努力してもらう」というような書き方があり、各主体の自助努力は必要なものの、条例施政者としてあまりにも無責任な対応ではないか。	盛り込み済みです	【26条】 利水ダムの管理者には、あらかじめ大雨に伴う雨水を貯留する容量を確保するようしなければならないこと、その中でも、流域対策上、特に必要な施設については、知事が指定し、容量を確保することを義務とする旨規定しています。
90	貯留施設の不特定利水容量については、多くの場合には、渇水時の農業利水のわずかな補填にしか役立たない場合が多く、生態系に対してはむしろ害悪を及ぼす場合もある。こうした実情が顕在化した貯水施設では、不特定容量分を暫定的に治水転用することの可能性について検討をはじめると盛り込んでいただきたい。こうした貯留施設の弾力的な運用も方策として位置付けるべきだと考えます。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
91	本方策の調整の困難さは十分理解するが、抑制の実効性を条例上で必ず持たせて頂きたい。ポンプ排水の抑制について、いざその時に現場責任者に厳しい判断を押し付けるのではなく、予め、排水抑制対策を規定しておくべきです。厳しい議論となるが、その議論を危機的状況下ですることはもっと困難です。数年程度の経過措置期間を設けることを前提として、『…ポンプ施設の管理者は…平時から講じておくものとします』とし、『…計画に基づいて、…これを講じなければなりません』としてその実効性を確保すべきです。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。

意見番号	意見等の概要		県の考え方
92	責任を下水道管理者にのみ押しつけるのは、総合治水の趣旨に反する。水害を最小限にするとの観点で河川管理者と下水道管理者は調整を行うべきである。	盛り込み済みです	〔31条解説(2)〕 外水氾濫に伴う甚大な被害を回避・軽減するために、ポンプ施設の管理者は、河川管理者と協同して排水ポンプの運転停止ルールを策定するとともに、排水ポンプ停止に伴う内水被害を軽減する対策に努めることを明記しています。
93	法令を整備すれば、新たな用地を買収することなく、流域の遊水機能を確保できる。	盛り込み済みです	〔36条〕 河川沿いにある遊水機能を有する土地について、新たに用地買収等を行うことなく、現状土地利用のまま、所有者に遊水機能を維持することを求め、所有者はその維持に努めなければならない旨の規定を設けています。
94	森林整備による保水力の維持、向上については、森の樹木だけの問題ではなく、山林が維持され、更新される生態系の仕組みや生物多様性の維持にも配慮した対策が必要です。特に、シカの食害等の対策も踏まえて総合的に取り組むべき問題を課題に盛り込むべきです。	今後の参考とします	今後の森林整備の推進の際に、参考とさせていただきます。
95	本方策として位置づけられる森林整備は、科学的知見がまだ多少なりとも得られていること、砂防対策上の緊急性、産業林としてまとまった面積を持つこと、の3点から、人工林を対象とする施策に特化すべきです。いわゆる里山(雑木林)の森林と水に関する知見は非常に乏しく、里山整備が、森林水文学的にどのように評価できるかも不明です。従って、里山整備を本方策として位置づけることは妥当ではないと考えます(里山整備の意義は別のところにあります)。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
96	森林所有者に一方的な犠牲を強いるのではなく、受益者の協力によってこの施策を実現するのだということを明確にする必要がある。	反映しました	〔37条現状(2)〕 県は、森林が健全な状態に保たれるように、造林事業等の国補助制度に加え、「新ひょうごの森づくり」や「災害に強い森づくり」等の施策を実施しており、これら取組が、受益者(県民)の理解、協力によって行われていることを記載しました。
97	治水は治山につながる。県の実施している緑税が、現在どのように活用されているのか、総合治水にどのように実績が上がっているのか、ご報告をお願いしたい。	その他	県民緑税は、災害に強い森づくりに関する事業等に活用しており、これまでに約13,140ヘクタールの森林整備を実施してきました(H21年度末時点)。これは森林が有する水源かん養機能(年間の水資源貯留量増加分)に換算すると、約4,300,000立方メートル(加古大池の貯水量の約3倍)に相当します。
98	減災対策の基本は「危ないところに住まない」とことだと明記すべきである。3.11津波災害を想起せよ。	反映しました	〔38条3項～5項、39条、同解説(5)〕 38条3項～5項で、県等が浸水想定区域に関する周知を行い、39条で、県民が情報を把握することとし、解説(5)に、県民自らが日頃から住まい方や災害時の行動について考える機会を増やすために考えられる周知方法を例示しました。 なお、浸水被害を増大させる土地利用変更を抑制するという視点については、52条に規定しています。
99	モデルとなる小流域を選定し、総合治水推進計画の一環として地図化を行う際には、1/2500レベルの地形図をベースとして、GISで利用可能な空間データベース化が必須となります。これらのデータに、既存のハザードマップや各種土地利用計画との重ね合わせや関連部局のデータベースとの統合化をはかり、社会資本管理(アセットマネジメント)の一貫としてもデータ管理し、将来的な維持管理の効率化が可能な体制を構築することを推奨します。	今後の参考とします	総合治水推進協議会を設置して、地域総合治水推進計画等の検討を進める際に、参考とさせていただきます。
100	いつ、どのような場合に浸水するのか、そしてどのような時にどれだけの浸水深になるのかなど、県民が知りたい形でハザードを周知することを約束すべきである。	今後の参考とします	〔38条〕 浸水想定区域及び浸水の深さの周知等の取り組みを行う際に、参考とさせていただきます。

意見番号	意見等の概要	県の考え方	
101	周知が最終的に被害軽減に寄与するところまでを想定しておいて頂きたい。具体的には、河川由来のハザード情報(外水氾濫)と、下水道由来のハザード情報(内水氾濫)の関係を住民が避難行動情報として利用できるように整理して周知して下さい。外水氾濫と内水氾濫がともに懸念される地域では、外水氾濫が発生する前に、すでに内水氾濫が発生している可能性が極めて高く、その時点ですでに避難が困難になっています。この点を整理し、行動につながる周知を図って下さい(条例上に規定するというというより、実施にむけた準備として執り行って下さい)。	今後の参考とします	[38条] 浸水想定区域及び浸水の深さの周知等の取り組みを行う際に、参考とさせていただきます。
102	CGハザードマップについては、機能は充実しているものの、画面操作や画面推移の面で分かりにくい部分が多い。利用しやすい観点をもとに、きちんと再デザインするべきだという印象を持っています。操作性の改善に期待したい。この点を課題に盛り込んでいただきたい。また、基礎データについては、HPからダウンロードして、各自のGISソフトで利用できるようにして頂きたい。	反映しました	[38条補足:取組事例] 県が公表しているCGハザードマップについては、情報更新や機能の追加・充実など、県民が使いやすいするために、毎年見直しや改善を行っており、今後も、より一層使いやすく汎用性のあるものにするため、改善に努めていきます。
103	破堤箇所や越流直進箇所、土砂混入流の直撃を受ける箇所は家が潰れますので、公開していったらいいのでは。	今後の参考とします	[38条] 浸水想定区域及び浸水の深さの周知等の取り組みを行う際に、参考とさせていただきます。
104	県内での土地・家屋取引時のハザード情報の提供義務化、浸水履歴情報の提供義務化(いずれも売主・貸主・仲介事業者から取引希望者への提供)を条例上に規定して頂きたいと考えます(情報提供ツールとして属地情報を持つ災害履歴情報整備(GIS化等)は必要です)。表記上は努力義務でもよく、罰則ではなく実施事業者等への顕彰などのインセンティブで実効性を持たせ機能させられるのではと考えます。	反映しました	[38条3項~5項、39条、同解説(5)] 38条3項~5項で、県等が浸水想定区域に関する周知を行い、39条で、県民が情報を把握することとし、解説(5)に、県民自らが日頃から住まい方や災害時の行動について考える機会を増やすために考えられる周知方法を例示しました。
105	県が伝達したいことを記述するだけでなく、県民の情報ニーズを把握してそれに応えることを明記すべきである。	今後の参考とします	[38条] 浸水想定区域及び浸水の深さの周知等の取り組みを行う際に、参考とさせていただきます。
106	周知徹底だけでなく、明らかに浸水想定区域でかつ浸水深が1mを越える区域では、建て替え時期に耐水化建築にしようと思っても現行の都市計画や用途地域、高さ制限などが浸水想定区域の特性を反映していないため、対応不可能な事象も見られる。また、浸水想定区域内の学校やコミュニティー施設が避難地に指定されているなど、都市計画や地域防災行政と河川行政の大きな齟齬が見られる。これらのミスマッチ現状を早急に見直し改善していくことも急務である。 (関連: 浸水想定区域及び浸水の深さの周知、施設の浸水被害軽減のための耐水化)	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
107	この5~6年の兵庫県の情報伝達システムの充実が評価されています。ひょうご防災ネット(メール配信)は非常に有用で、千種川水系の「みずもり」も有用で県内河川に拡大されることを期待していますが、残念なことは、こうした県からの情報提供の参照先が県民に十分に周知されていないことです。デジタル化でテレビでも河川水位参照が可能となり、来春運用のNHKと連携した新防災情報システム・公共情報 commons など、多様なアクセス経路を用いた情報伝達に更に努めて下さい。	今後の参考とします	[40条] 県は水位、雨量等の情報を県民に逐次提供することとしており、その際に、参考とさせていただきます。
108	総合治水推進協議会のメンバーは、かならずしも自然環境や河川工学、森林水文学などに精通している訳ではないし、県政課題や施策を把握している訳でもない。このため、協議会のメンバーには、これらの基礎的な案件について最新の学術情報にもとづいたりカレントが不可欠である。これは、総合治水の対象となる地区の多くの住民についても当てはまることである。このため、こうした知識と知見の向上を目的とした生涯学習の機会を創出する必要があると思います。	反映しました	[第41条課題(3)、解説(2)] 総合治水対策に関する知識の習得を目的とした学習の機会を創出することが重要であること、また、その取り組みを推進することを、第41条(課題)(3)及び(解説)(2)に記載しました。
109	普及啓発は、行政の不得手な領域です。県民にすれば、行政職員の立場から語られるよりも、同じ県民同士の立場で語り合うほうが、腑に落ちやすいことも多々あります。従って、具体的実施においては、防災士有資格者、ひょうご防災リーダーなど民間の協力を得て推進することも検討下さい。	反映しました	[41条解説(3)、42条補足:取組事例] 県が行う普及啓発の例示として、地域の防災リーダーやNPO等の専門家による啓発等により、県民の学習の機会を増やすための取組を記載(解説(3))したほか、これら被災地の早期復旧に資する取組を推進する旨を記載しました。(補足)

意見 番号	意見等の概要		県の考え方
110	部局を問わず、全県職員や市町村職員、教育を受けた県民の一部がネット上の地図に、災害情報や総合治水に関する事項を書き込むことができるインターネットGISなどを用意することで、より多くの人が情報を提供できるような体制づくりができないものでしょうか(協議会以外が参画できるプロセスを設けるべきである)。	今後の参考とします	総合治水推進協議会を設置して、地域総合治水推進計画等の検討を進める際に、参考とさせていただきます。
111	浸水被害を受けた場合には早期復旧の備えとして共済制度や保険制度のことが言及されているが、阪神淡路大震災を経験した兵庫県としては、被災後の支援の受け入れ体制をはじめとする支援体制や仕組みづくり、さらに専門家派遣バンクなどを控えておくことなど、早期復旧に向けたマネジメントについても言及しておくべきである。	反映しました	〔42条補足：取組事例〕 阪神・淡路大震災等の経験や教訓も活かしながら、被災地の早期復旧を支援する専門家やボランティアの派遣等について、引き続き取組を推進します。
112	宝塚市では市庁舎、消防本部などの防災拠点が浸水地域になっている。早急に対策が必要である。(阪神北県民局も同じ)	盛り込み済みです	〔45条1項、47条1項、同解説(2)〕 防災の拠点となる施設、避難所等耐水機能を備えることが減災対策に特に必要と認める建物等については、知事が指定耐水施設に指定することができ、指定された場合、当該建物等の所有者等は耐水機能を備え・維持しなければならないとしています。
113	減災対策については抽象的表現に留まっている項目が散見されます。条例上にこれらの具体策を列挙するというよりは、推進計画策定やさらに計画の下位レベルの内容(小流域単位など)を検討する際に、具体化のための手引きのようなもの(ガイドライン、参考情報)が必要と思われます。この作成をご検討下さい。減災対策の具体策は、住民目線でどこまで有用な手立てを数多く出せるかにかかっています。住民がイメージしやすい減災の目標を持つこと、家庭レベルでの目標を持つこと、避難行動につながる知識を身につけることなどです。	今後の参考とします	減災対策にかかる取り組みを行う際に、参考とさせていただきます。
114	水防体制の強化や防災訓練の実施については、「防災」だけの観点からソフト事業を展開しても、関心がある人は限られているほか、担い手となる人も制約を受けます。高齢化等で団員数が減っている状況を考えれば、冒頭でも述べたように環境対策や環境教育、自然再生、清掃や景観対策などの視点も盛り込んで多面的な観点からソフト事業を再構築する必要があると思います。この部分には、地元住民だけが参画するのではなく、企業による相応の分担なども検討する必要があるのではないのでしょうか。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
115	良いと思うが、流域対策としてもっと重要な施策は、既存土地利用を流出減の効果のある土地利用に積極的に変更することである。都市計画等の見直しにあわせて既存未利用地や土地需要減が予測される土地については積極的に緑地などに変更すべきである。	盛り込み済みです	〔52条〕 土地利用計画を定める際には、人口・産業の動態や地形その他等様々な状況、需要を踏まえて総合的に判断する必要があり、第52条では、その判断の一つとして「水源のかん養護の必要性等」を考慮するように、計画を定める者に対して求める規定を設けている。
116	現在でも、「治水との調整」を河川管理者に求めた旧建設省通達(昭和45年)や、都市計画法施行令第8条の市街化区域指定に関する規定があります。「考慮してもら」などという生ぬるい姿勢で、これまで行政内で長年機能してこなかったものが機能するとは考えられません。運用上において機能させるための具体策、例えば行政内でどのような仕組みを構築するのかを検討し、少なくとも施行令では規定して頂きたいと考えます。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
117	単に危険になったら逃げるだけでなく、適切な土地利用に誘導するための県の施策を明らかにすべきである。	盛り込み済みです	〔52条〕 浸水被害の影響を軽減するため、土地利用計画策定時に、計画策定者に対して災害の発生のおそれの有無等を考慮するよう求める旨規定しています。

意見 番号	意見等の概要	県の考え方	
118	「流出増を伴う土地利用変更の抑制」と同様に、実効性確保の具体策を検討して頂きたいと考えます。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
119	築堤区間の既成市街地における水害リスクの大きな危険箇所については、都市計画用途地域の変更などによる建築の高度利用や建築規制を行うことまで記載することが期待される。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
120	法令を整備すれば、浸水しやすい場所にまで宅地を開発しないように土地利用を誘導し、すでに人が住んでいる場所では、移転、建物の耐水化などのために予算をつけるようにすることができる。 (関連： 施設の浸水被害軽減のための耐水化)	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
121	本骨子案で、枠囲み内の文章が最終的な条文になると想定すると、枠の外側に記載されている目的、現状、課題、解説といった説明書きによって、初めて正しく条文の意図を理解することが可能になります。本条例は、実施者・関係者が広範囲にわたるため、条文の意図を正しく普及させることはとても重要です。条例策定の際には、こうした説明書きを実施への手引きとするために、条例解説書(仮称)の作成を行って下さい。内容の基本は、骨子案の説明書き相当程度を想定します。	今後の参考とします	条例の施行と併せて、当骨子案を基にした、より解りやすい「解説」の作成を検討します。
122	県土の大部分を占める中山間地域においては、河川整備の進捗を待てられない現状があります。住民意識には、河川改修や洪水調節施設への過度の期待感から、これら方策への抵抗感もあるとは思いますが、この方策が現実的な方策であることの理解を広げ、積極的に推進して下さい。特に中山間地域では、総合治水への理解自体が、“都会者の発想”として共感されない傾向を感じます。本当にいのちとくらしを守るうとするあらゆる手立てを講じることなのだという、総合治水の理念を共有して頂くことを大切にしながら進めて下さい。	今後の参考とします	地域総合治水推進計画策定・見直し、総合治水に係る取組実施の際に参考とさせていただきます。
123	17項目が相互の関連を持っており重複があり判りにくい、県民視点で見れば共通点も多い、とのご指摘もありますが、そもそも総合治水のための方策はできることはなんでもやらねばならないのですから、相互に関連があり機能的に重なり合う部分があるのが当然だと思います。単純な読みやすさを優先して、これらの方策をひとまとめにして具体策が見えにくくなるよりは、条例上では現状の細分化されている方が実際の具体策が見えるので適切だと考えています。県民への読みやすさ(理解のしやすさ)への工夫については重要ですが、広報用の概要版での工夫などで果たせると考えます。	盛り込み済みです	パブリック・コメント手続や河川審議会の意見等を踏まえ、十分な検討を重ねた上で条例を制定しました。